

令和7年 第6回定例会（6月）

一 般 質 問

質 問 順 位	議 席 番 号	質 問 者	質 問 順 位	議 席 番 号	質 問 者
1	1	飯 田 正 義	6	1 1	宮 田 眞理子
2	4	渡 辺 千 恵	7	3	南 雲 あや子
3	1 0	田 村 計 久	8	6	並 木 利 彦
4	2	水 谷 幸 乃	9	5	南 雲 好 幸
5	8	岸 野 雅 人			

質 問 事 項	質 問 要 旨	答 弁 要 求
1. 地方債の償還方式について	地方自治体の財政運営において、将来にわたる負担を軽減するためには、借入金の償還方式も重要な検討事項と考えます。 総務省が満期一括償還を推進した経緯がある一方、金利削減を重視する立場から定時償還が望ましいとの考え方もあります。まず、町民の皆さんに分かりやすくご説明するために基本的なことから伺います。 私たちの町が道路や学校建設などで借りているお金、いわゆる地方債は現在総額でいくらあり、毎年どの程度返済しているのでしょうか。また、借金の返し方には「毎年一定額ずつ返す（定時償還方式）」と「満期に一括で返す（満期一括償還方式）」があると聞きますが、それぞれどのような特徴があるのか、現状と内容について伺います。	町 長
2. 基金運用の効率化について	町には、将来に備えて積み立てている「財政調整基金」や「減債基金」「その他特定目的基金」などがありますが、これらは町民の皆さんの税金を原資とした大切な資金です。 まず、これらの基金が現在どの程度の規模で、どのような目的で積み立てられているのか。また、現在どのような方法で運用されているのか、基本的なところを伺います。 （例えば、銀行預金のように運用しているのか、それとも国債のような債券で運用しているのかといった点です。）	町 長
3. 資金調達の透明性向上策について	町が公共事業のためにお金を借りる際、金利はどのように決まるのでしょうか。 私たちが住宅ローンを借りる時のように、複数の金融機関から見積もりを取って比較するのか。それとも、特定の金融機関と相談して決めるのか。 町民の皆さんの将来負担に直結する利子の決まり方について、現在の仕組みについて伺います。	町 長

4. 基金戦略と繰上償還の合理性について	基金積立と借入金返済の最適バランスが、持続可能な財政運営の鍵です。町の財政運営の基本的な考え方について伺います。 一般家庭でも、「貯金をするか、借金を早く返すか」で迷うことがあります。町の場合はどうでしょうか。 例えば、基金として年1%で運用しているお金があり、一方で年2%の利子を払って借りているお金がある場合、基金を使って借金を早く返した方が得になるのではないのでしょうか。 このような考え方は町の財政運営でも当てはまるのか、基本的な考え方を伺います。	町 長
5. 地域おこし協力隊制度の活用と今後の取り組みについて	現在、当町の地域おこし協力隊の在籍者数は1名と伺っておりますが、人口減少や高齢化、産業振興など、当町が抱える地域課題は多岐にわたっており、その解決に向けてより多くの人材が必要であると考えます。 他の自治体では企業への配置ではなく、自治体が直接受け皿となり、職員と同様の業務体制で活動している隊員もあり、様々な取り組み方があることを承知しております。そこで、町長に伺います。 ・ 現在の地域おこし協力隊1名という状況について、今後も地域おこし協力隊制度を活用した地域課題解決に積極的に取り組んでいく方針であるのか、それとも他の施策を優先されるお考えなのか、町の基本的な方針をお聞かせください。 ・ もし今後も地域おこし協力隊制度を積極的に活用していくお考えであれば、これまでの当町における地域おこし協力隊の受け入れ体制や制度運用において、どのような課題があったとお考えでしょうか。 特に、隊員の定着率向上や活動の効果的な推進に向けて、改善すべき点があればお聞かせください。 ・ それらの課題を踏まえ、今後の地域おこし協力隊制度の活用に向けて、どのような取り組みや体制整備を検討されているのでしょうか。 募集方法の見直し、受け入れ体制の強化、任期満了後の定住支援策など、具体的な改善策があればお示しください。	町 長

質 問 事 項	質 問 要 旨	答 弁 要 求
1. 災害救助法の適用、高齢者世帯等除雪援助事業について	今の時期は、すっかり雪のことを忘れてしまうほどの、とてもいい陽気です。しかし、あと半年もしたら、また雪の季節がやってきます。この冬は、本当に大変な雪の量で、三俣地域では4メートルを超える積雪でした。 湯沢町の道路除雪においては、通行止めなどのトラブルはなかったが、春になってみるとフィッシングパークのバーベキュー等をはじめ公共施設の一部。また、民家においては屋根の破損、空き家については崩壊し始めているところもあった。 この大雪に対して、「南魚沼市」「津南町」「十日町市」「魚沼市」を含め新潟県内では11市町が災害救助法を適用されたが、湯沢町は申請しなかった。 屋根の雪下ろしや除雪等に苦慮した方が多くいたのではないかと思うが、高齢者等除雪援助事業において、この冬問題などなかったのかお伺いしていきます。 ① 湯沢町は、なぜ災害救助法の申請をしなかったのか。 ② 救助法の基準値が4カ所の観測平均で出されているが、見直し考えていく必要はないのか。判断する基準は、今のままでよいのか。 ③ 屋根の雪下ろしについては、作業する方が少なく見つからない。また、一屋根3万円以上かかると聞いている。 高齢者等除雪補助事業において、今年の大雪で対処できていたのか。終わってからの様子を聞いたのか。問題などはなかったのか伺う。	町 長
2. 空き家問題について	全国的にも、空き家問題は大きな課題となっている。湯沢町においても同じである。近年においては移住者をはじめ、外国人の購入者も増えている。 町に居住し商売をされている方も多い。しかし、購入したはよいが居住するわけでもなく、この大雪で潰れている民	町 長

	家も見受けられる。 私物であるので行政がどこまで関われるのか難しい点もあるが、破損・崩壊などで道路に残骸が落ちる。崩壊したときに、道路などを塞ぐ。また、人が歩いているときに突然崩れるなどの危険のおそれのあるところもある。これらの問題について、町はどのように考えているのか。以下のことをお聞きします。 ① 町では固定資産税を請求しているので、ある程度所有者を把握していると思うが、把握できない物件はどのくらいあるのか。わからない場合はどのような対応をしているのか。 ② 中子にも、いつ崩壊してもおかしくない状況の建物があり、子供たちも歩く道路に面している。この危険性のある建物について、所有者に対し対応しているのか。 ③ この空き家問題、外国人が購入してきちんと最後まで管理していただきたいが、先が不安である。今から町として考えていかなければならない問題ではないか。考えを伺う。	
--	---	--

質 問 事 項	質 問 要 旨	答 弁 要 求
1. 湯沢観光まちづくり機構の今後について	令和元年から準備を進め、設立から4年が経過し、DMO登録要件の見直しに伴い体制の見直しをして、新年度事業がスタートしていますが、設立当初の一番の目的、観光協会の統一は達成できなかった。合わせて、機構職員の退職者が多いなど、他にも問題もあると聞いていて、安定した運営ができているとはいいいがたい。 町の強い意向で設立したDMOだが、一億からの予算を繰り入れる機構そのものの機能が問われる。町長が託す観光振興計画、観光のまちづくりは実現できているのか又DMO組織本体の在り方、事業内容や取り組みはこれでよいのか伺います。	町 長
2. 宿泊税導入について	令和6年度の条例制定は見送ったところだが、いまだに多くの事業者の理解を得ることができていない。 これまでの説明会などを含め観光まちづくり機構が主導しているように見受けられるが、法定外目的税として地方自治体が条例で定めるもの。 これまでの課題について理解を得るために、大手事業者を含め町長、行政が前面に出て対応する必要があるのではないか。	町 長
3. 湯沢高原ロープウェイの売却、譲渡について	長年、湯沢町の観光シンボルとして大きな存在であった湯沢高原ロープウェイ。一方では、かかる経費に批判的な意見も多い。しかし、夏場観光の大きな柱であり経済の支えであることも確かで、町の所有であることが安心感につながっていて、今後もそのポジションは変わらないのではないか。夏場の整備された観光資源に乏しい我が町の施設として、湯沢高原ロープウェイが民間に売却・譲渡されることで今後の継続を心配する声が多いが、その点をどのように考えるか伺います。	町 長

4. 柏崎刈羽原発再稼働に対する町長発言について	昨年6月定例会において、柏崎刈羽原発再稼働についての新潟日報社アンケートに対する町長の回答に対し質問したところですが、今回は新潟県知事との対話での発言について伺います。 町長の見解は「安全性が確保できれば再稼働すべき」と昨年と同じ答えですが、今回は再稼働に対する県民投票の要望による一連の流れから再稼働の是非をめぐり意見聴取をしたもので、魚沼地区3市2町、他の自治体は再稼働に対し「判断が非常に難しい」と明言を避けている。市民・町民の意見集約は、困難との判断であろうかと思います。 昨年、私の質問に対し原発の安全性について延々と述べられましたが、私は町長の個人的な判断によるものと解釈しました。しかし、この度は知事に対し、まさに町民代表としての見解を述べなければならない場であり、その責務は重大であると判断しています。 この度の町長の知事に対する見解は、住民の意向を反映したものといえるのか伺います。	町 長
---------------------------------	--	------------

質問事項	質問要旨	答弁 要求
1. 高齢者の単身移住に伴う医療・福祉の課題と「安心登録サービス」の登録強化について	湯沢町では、自然環境の良さやリゾートマンションの充実により、近年、主に高齢者による移住が増加しております。特に、リゾートマンションを拠点とする単身での移住が目立っておりますが、これに伴い、医療・福祉における以下のような課題が生じています。 ＜課題1＞ 単身高齢者が緊急入院を要する場面において、本人の状態により家族や身元引受人との連絡が取れず、医療機関にて退院支援が進まないケースが見られる。 結果として、病床の長期占有に繋がり、地域医療資源の圧迫を招いている。 ＜課題2＞ 民生委員による見守り体制はあるが、リゾートマンション居住者全体の把握が困難であり、孤独死のリスクが懸念される。 ＜課題3＞ 介護サービスの利用においても、家族との連携不足から調整に時間を要し、円滑なサービス開始に支障が生じている。 町では昨年より「一人暮らし等安心登録サービス事業」を開始し、一定の支援体制を構築されておりますが、登録は任意であるため、十分な実効性が確保されていないという課題があります。今後、高齢者による単身での移住がさらに進むことが見込まれる中、この事業が拡充することで本人の安心・安全の確保はもちろん、町全体の医療・福祉資源の適切な運用にも資するものであると考えます。以上を踏まえ質問します。 「一人暮らし等安心登録サービス事業」の現在の登録状況とその運用上の課題、及び今後の改善方針について伺います。	町長

2. 湯沢町立病院の赤字改善に向けた病床稼働率向上と町の関与について	湯沢町立病院では、近年毎年のように赤字経営が続いており、指定管理料を含め、町からも一般会計からも補填を行っています。 地域医療を担う重要な機関であるとはいえ、このような財政状況を持続することは町財政にとっても大きな課題です。赤字の主な要因について、過去の委員会資料を確認したところ、 ・新型コロナウイルス関連の対応に起因する影響 ・病床稼働率の低迷 が挙げられております。 特に、地域包括ケア病棟においては、本来 80%以上の稼働率が望ましいとされている中で、現在の稼働率はおおよそ 65%程度、最近ではそれを下回ることもあると伺っております。一般病棟とは性質が異なるとはいえ、病院経営にとって稼働率の維持・向上は重要な要素であり、指定管理であっても、町としてその状況を正しく把握し、改善を促す責任があります。 町では「湯沢病院経営強化プラン」を策定しておりますが、現状の稼働率低下の要因が、「人材不足によって病床を活用できていない」のか、「入院患者そのものが少ない」のかという点について、まずは正確な分析が必要です。また、そのうえで、病院との協議体制を強化し、赤字改善に向けた具体的な方針・取組について町が主体的に関与していくことが求められると考えます。そこで、 ・湯沢町立病院の赤字状況に関し、直近の収支見通しと、指定管理料を含めた町からの支出額について、町としてどのように捉えているか。 ・地域包括ケア病棟における稼働率の推移と、その要因についての分析結果（人材不足による制限か、入院需要の減少か）について、現時点で把握している内容を伺う。	町 長
---	--	------------

質 問 事 項	質 問 要 旨	答 弁 要 求
1. 湯沢町財政への憂慮から、財源安定化に向けて	① 観光財源確保は、新「宿泊税」ではなく「入湯税」で考えるべき 湯沢町で「宿泊税」導入の場合、目的税を2種類頂くことになるが、民泊をも含め、ご利用されるお客様のご納得は得られるだろうか。 特別徴収義務者の、2種類の預かり税納付の負担労力は如何ほどだろうか。 「宿泊税」が「2次交通の充実」「観光施設の維持・修繕」「観光まちづくり機構」などの財源となる場合、宿泊された方々の負担のみとなるのは、甚だ不公平と感ずるがいかがだろうか。 スキー場、フィッシングパーク、レジャープール、湯沢高原、中央公園スポーツ施設、文化や体験の施設、加えて川遊びや山歩きに至るまでの2次交通利用。これらには、多くの日帰りの方やリゾートマンション宿泊者のお客様が利用されます。行政の考えでは、この2次交通の町民利用にも言及されています。 宿泊施設利用者だけが、「目的税」負担するのはおかしいと思えるがいかがだろうか。また一方、宿泊税の使途「観光施設の維持・修繕」中の「温泉入浴施設」に注目した場合、「入湯税」を頂いていないのに町の管理対象施設に含まれる。受益者負担の原則からして大いに違和感がある。どうか。 ② 困らぬ前に、計画立てて公共料金の改定を 一部を除き、上下水道・スポーツ施設・体験型施設・文化施設、それぞれ長い間、基本的な改定はされていません。全体的に施設の維持修繕が厳しい中、料金の改定は必須となります。 特に上水道の会計は、集合住宅の料金徴収をめぐる減収が予想されます。また、下水道の会計へは借金返済を主として、毎年4億円以上一般会計から支出しています。 「転ばぬ先の杖」、事態を悪くする前の対処が肝要です。急な高負担とならぬよう、順序だてて行う必要があります。それぞれの、公共料金の改定についてのお考えはいかがで	町 長

	すか。 ③ 先ずは何より、支出の見直しが必要ではないか 当然ながら「ふるさと納税も使えるだけ使う」との姿勢は、見直さなければなりません。通常の事業評価はされていますが、当たり前と思える支出へも厳しい評価が必要な段階にあると思います。「この事業は、原理・原則からしてどうか」との見方も必要でしょう。 あえて「財政危機」とは申しませんが、長い年月を経て至ったこの財政現状からの脱却が必要なことは、昨年度まとめられた「財政運営指針」からも明らかです。 原理・原則からの再評価、厳しく細やかな見直しなど、何からどう手を付けなければならないとお考えですか。	
--	--	--

質 問 事 項	質 問 要 旨	答 弁 要 求
1. リチウムイオン電池、バッテリーの処理について	リチウムイオン電池・バッテリーについては様々なところで発火し、火災等の原因となっている。環境省より、処理については各自治体に任されているわけであるが、回収方法、処理方法についてはどのように予定しているかを伺う。	町 長
2. 海外からの来訪者や移住者の対応について	海外の方が、湯沢に住むことを否定するものではないが、日本のルールを守っていただかななくてはならない。在住者のゴミ出し問題、来訪者のゴミのマナーの問題等に湯沢町民は大変困ったことであった。海外からの移住者への苦情、移住者からの苦情等の対応処理を町として、どのようにするのか。どちらの話も受けられる窓口が欲しいものである、如何か。	町 長
3. 中子町有地のその後は	中子町有地の活用について、企業誘致という方向だけを見てきた傾向にあったと思われる。今後の町有地活用について、広範囲に考えられるような手法をとっては如何か。	町 長
4. 庁舎内の分煙について考えよ	庁舎・敷地内禁煙となり、職員に不自由を感じさせていることは否定できないと思う。周りに受動喫煙の心配をさせない。予算もかからない喫煙場所を提供するべきと思うが如何か。	町 長
5. 湯沢町一人暮らし等安心登録サービス事業の展開状況は	生活福祉常任委員会にて、事業の状況などをご報告頂いたところである。課題として、「身元保証」「日常生活の支援」「死後事務サービス」「その他について」をあげられた。今後、専門性のあることは別として地域住民がボランティアで出来ることを町民に訴え、協力を仰がなければならないと感じる。その手法について考えをお聞かせいただきたい。	町 長

質 問 事 項	質 問 要 旨	答 弁 要 求
1. 防災の備えに強い町づくりを	防災は非常に範囲が広いので、今回は自主防災組織について質問をさせていただきます。 湯沢町のホームページの自主防災組織一覧を見ると、「自主防災組織とは、『私たちの地域は私たちで守る』の意識を持ち、住民同士が助け合って災害に備え、災害を乗り越えることができるよう活動する組織のことです。」となっています。「現在の湯沢町の設置数は、44組織となっております。未設置町内会は、組織化の検討をお願いします。」となっています。 災害に備えるとは、日頃から地域内の安全点検や防災知識の普及・啓発・防災訓練の実施などを言うのではないのでしょうか。また、災害を乗り越えるとは、災害発生時に、被災者の救出・救助・情報収集・避難所の運営と言った活動を言うのではないのでしょうか。非常に重要な役割を担っていると思います。 この前の3月議会で、総務文教常任委員会を代表して田村計久議員が代表質問を行いました。その中に、「各町内会にある防災組織の活動が見えない。総合防災訓練だけでは町民の防災意識は高まらない。行政によるさらなる指導が必要ではないか」がありました。これに対して町長は、「町内会長会議で防災体制の再確認と自主防災組織補助金を活用した活動の活性化をお願いした。」と答えています。 私も行政によるさらなる指導が必要ではないか、と考えます。いざ災害が発生した時には、役場職員や消防団だけでは対応しきれないのではないのでしょうか。町内で日頃から訓練をし、役割分担等がされていれば、役場職員や消防団と協力し、スムーズに救助や避難所運営ができるのではないのでしょうか。さらなる指導をする考えがあるか、考えがあるとするならどのようなものか、お聞きします。	町 長

質 問 事 項	質 問 要 旨	答 弁 要 求
1. 魚沼基幹病院について	魚沼基幹病院（南魚沼市）2024年度決算、純損失2億6,300万円で2年連続赤字。本業収入増もコスト高響くとのこと。 ① 魚沼基幹病院の経営は、どこが運営しているのか。 ② 2024年度決算を公表し、純損益は2億6,300万円の赤字だった。赤字は2年連続で、累積赤字は24億2,100万円に拡大した。本業の収入を示す病院事業収益は前年度より増えたものの、給与費や水道光熱費などの支出が収益を上回った。27年度までの収支均衡を目指し、経営改革を進める方針とのこと。大丈夫なのか。	町 長
2. 融雪井戸について	融雪井戸が、民間・企業において2つの井戸しか使用が認められてはいない。 地域によっては、地下水対策委員会で検討したことを前提に2つ以上の井戸を使用しても大丈夫な地域もあると思うが、町長の見解をお聞きします。	町 長
3. 当面の観光課題について	近年、米国や欧州では「自国第一主義」の傾向が強まっており、日本の経済もその影響を受けています。今年度は賃金の上昇により、多少生活が楽になる兆しが見えていましたが、来年度については賃金の伸びが不透明な状況になっております。 物価の上昇が続く中、地域経済の持続的な発展のためには、より一層の工夫と対策が求められる。 湯沢町は観光を基盤とする町であり、他地域からのお客様によって支えられています。そのため、観光対策の強化は不可欠です。今後の経済対策として、以下の三点が重要であると考えます。 ・夏季観光対策	町 長

	・外資との共存共栄 ・各エリアの観光資源の深掘り 湯沢町の事業者の中には、融資を受けながらも投資の余力がない状況にある方が多くいます。売上が伸びても、物価や人件費の上昇によって投資に回せる余裕が生まれないのが現状です。新型コロナが下火となり、全国各地で観光競争が本格化する中、湯沢町の強みを生かした経済政策を商工会・観光まちづくり機構・行政・議会が一体となって協議し、検討していくことが求められていると考えます。 ① 夏季観光対策 冬季はインバウンド需要の増加もあり、売上が好調でした。しかし、夏季シーズンの集客をさらに強化し、年間を通じて安定した観光収入を確保する必要があると思うが、夏季観光対策をどのように考えているのかお聞きします。 ② 外資との共存共栄 外国人観光客が訪れるだけでなく、観光事業を展開するケースも増えている。地域の文化や商習慣を守りつつ、外資と共存するためのルールづくりが重要となると思うが、町長の見解をお聞きします。 ③ 各エリアの観光資源の深掘り 湯沢町には、まだ活用されていない観光資源が数多くある。新たな魅力を発掘し、エリアごとの特色を生かした観光施策を推進することで、地域経済の活性化につながると思うが、町長の見解をお聞きします。	
--	--	--

質 問 事 項	質 問 要 旨	答 弁 要 求
1. 事前協議事前 審査について	3月議会において私の一般質問で「事前協議或いは、事前審査の禁止という思い込みが執行部と議会の情報共有や意思疎通を阻害する原因になっているのではないか。」と質問した。その後5月13日、町から議員全員に『議会との議案等の事前審査について』が配布された。そこで示された結論は、「全員協議会において議案の説明を受けることは可能だが、執行部の説明に対し質疑や討論を行う事は本会議や委員会における権限まで立ち入ることとなり、協議等の場の目的を超えており、事前協議に該当することとなるため行う事はできない。」とある。これは、「議会は、執行部の説明を聞くだけで議決を行え」ということになる。重要事案に対し、執行部は「説明はした」、議会は「町民代表の意見交換の場がない」となる。 執行権のある町長と議決権のある町民代表である議員という関係で行われる本会議の議案について、公開を原則とする地方自治法第115条を根拠に行政実例などでは「事前審査・事前協議の禁止」という解釈がある。しかし、この度配布された見解は、町民の意見が反映されなくなるのではないかという懸念が生じる。執行部としては原則、行政実例などの見解に沿っての議会对応や答弁を行わなければならない心情は理解できる。また、議会と執行部が議案提出前になれ合いにならないよう、更に実質審議にならないように節度を持つことは必要である。 総務省は、「行政実例の見解運用は、個別事案に対し各自治体に委ねられている。」としている。 そこで以下4点について伺う。 ① 「事前審査・事前協議の禁止」は法的拘束力があると考えるか。 ② 議員必携190ページ：全員協議会は、「(3) 町村長による事前説明及び意見の聴取：「行政運営上の重要問題、企業誘致や開発行政に関連した対外折衝関連事項等について意見を求める場合もある。議員にとって、行政内容あるいは提出議案について、理解を深める機会にもなっ	町 長

	ているが、本会議や委員会と同様の実質審議となること がないよう、節度を持って運用すべきである。」とある が、現実には質疑を行っている。この実際は115条の対 応が自治体に委ねられているからに他ならないが、「行 政運営上の重要問題、企業誘致や開発行政に関連した対 外折衝関連事項等について意見を求める場合もある。」 と説明されている。この様な対応もできるはずである。 町長の見解を伺う。 ③ 総務省に下記質問状を送り、その回答を得た。 質問1：地方自治法第115条は公開を原則とするが、公開 できない場合もある、という法律ではないか。 回 答：地方自治法第115条での「会議」は、本会議を指 しているため、委員会・全員協議会は適用されな い。 質問2：執行部と議会は意見交換をしてはならない、とい う法律なのか。 回 答：115条は「意見交換をしてはならない」という法 律ではない。法的には、議案が提出されてからの ものであり、提出されてからは、質疑への説明、 賛成・反対討論後、議決のみ 質問3：意見交換による原案作成や政策立案はできない という法律か。 質問4：法律に「事前協議・事前審査の禁止」という文言 が無いのに禁止という制約をかけることは可能 か。 回答3,4：「議案審査権」については、第109条で委員会 についての定めで、議案が出てからでないでと審 査は行う事ができない。 質問5：これらの解釈は法的拘束力があるのか。 回 答：行政実例の見解は、法的拘束力は無い。 質問6：議会と執行部は、力を合わせより良い地方自治を 行うための関係ではなく、議会はことさら執行 部に対する監視機能ばかり強調することになる のではないか。 回 答：財産処分については、首長の権限。個別の議会对 応は、各自治体に委ねる。 その他回答：配布された『議会との議案等の事前審査につ いて』下段「地方議会事務提要抜粋」の《行政実 例：昭和25.5.12》は、地方自治法第109条：委員	
--	--	--

	会における定めであり、総務省の課長が述べているもの。115条にまで関係する判断は、町長の判断になる。 との事である。つまり、行政実例の見解は法的拘束力は無く、個別の議会对応は、各自治体に委ね、115条にまで関係する判断は、町長の判断になる。と述べている。 町長の判断を伺う。 ④ 執行部と議会が町政運営において、より発展的な関係を築くために慎重にお考え頂きたい。 115条についての各種禁止見解を厳格に運用することは、執行部と議会の情報共有と意思の疎通を阻害するばかりか、力を合わせより良い町政を行うための関係ではなく、議会は殊更執行部に対する監視機能ばかり強調し対立関係に置くことになる。それでも良いのか。 町長の見解を伺う。	
--	--	--